

令和2年12月7日

保護者の皆様

大仙市立西仙北中学校
校長 千葉 雅一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校等の目安の変更について

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る本校の対応につきまして、ご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、だいぶ前のことで申し訳ありませんが、8月18日付けで「今後の新型コロナウイルス感染症による休校措置等について（お知らせとお願い）」の文書を配付いたしましたが、臨時休校等の措置の目安について変更があった旨、大仙市教育委員会より連絡がありましたので、保護者の皆様に次のとおりお知らせいたします。

変更のあった箇所は (ゴシック) で示しています。

新型コロナウイルス対応 休校措置等について

1. 国、県、市等からの要請(緊急事態宣言等)による休校措置があった場合

- ・準備期間（1～2日程度）を置いた後の休校開始とする。
- ・休校期間中の臨時登校日の設定については、その際に連絡する。
- ・休校期間中は、家庭訪問にて生徒の状況を確認する。
- ・休校期間中は、部活動を休止する。

2. 学校関係者（生徒、教職員）から「陽性」の検査結果があった場合

- ・~~翌日から2週間の休校措置。~~
- ・→休校措置について直ちに行うのではなく、市教育委員会において保健所と相談のうえ、その要否を判断する。
- ・~~濃厚接触者へのPCR検査の実施。状況によっては（兄弟等がいる場合）休校措置を近隣の学校に要請。~~

3. 生徒の家族が「陽性」の検査結果があった場合

- ・本人が「陰性」の検査結果であっても、万が一の感染拡大防止のために「出席停止」(基本は2週間だが、保健所の指示・指導に従う)。「欠席」にはならない。

4. 市内の一般市民から「陽性」の検査結果があった場合

- ・濃厚接触者の状況を踏まえて、休校措置を判断する。生徒との関わりがないと判断した場合は休校としない。
- ・休校する場合は、基本的に中学校区の全小・中学校とする。

なお、報道等でも大変危惧されておりますが、身近なところで感染者が発生した等の報道があった際に、感染者等を探す「犯人捜し」のような行為や、SNS等による誹謗・中傷などは、「人として絶対してはいけないこと」として、お子さんにご指導くださいますようお願いいたします。

また、お子さんや家族に発熱等の症状があり、感染が心配される場合は、すぐに「あきた帰国者・接触者相談センター(☎018-866-7050)」に相談し、その指示に従ってくださいますとともに、学校への連絡もお願いいたします。(新型コロナウイルスの感染及びその感染が疑わしい場合、または家族の感染が疑わしくお子さんが濃厚接触を心配している等の理由で学校を休む場合は、欠席ではなく、一律「出席停止」といたします)

☐本件に関する問い合わせ先

大仙市立西仙北中学校 教頭 後藤 匡

TEL : 75-1108 FAX : 75-2735